四　当該面接指導対象医師の睡眠の状況
五　当該面接指導対象医師の疲労の蓄積の状況
六　前二号に掲げるもののほか、当該面接指導対象医師の心身の状況

（面接指導実施医師に対する情報の提供）

第六十七条　法第百八条第三項の厚生労働省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

一　面接指導対象医師の氏名及び当該面接指導対象医師の第六十三条各号に掲げる事項に関する情報

二　前号に掲げるもののほか、面接指導対象医師の業務に関する情報であつて、面接指導実施医師が面接指導を適切に行うために必要と認めるもの

2　法第百八条第三項の規定による情報の提供は、次の各号に掲げる情報の区分に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。

一　前項第一号に掲げる情報　第六十三条の規定による確認を行つた後、速やかに提供すること。

二　前項第二号に掲げる情報　面接指導実施医師から当該情報の提供を求められた後、速やかに提供すること。

（新設）

（面接指導の結果についての面接指導実施医師からの意見聴取）

第六十八条　面接指導（法第百八条第二項ただし書の場合において当該面接指導対象医師が受けたものを含む。第七十一条において同じ。）の結果に基づく法第百八条第四項の規定による面接指導実施医師からの意見聴取は、当該面接指導が行われた後（同条第二項ただし書の場合にあつては、当該面接指導対象医師が当該面接指導の結果を証明する書面を病院又は診療所の管理者に提出した後）、遅滞なく行わなければならない。

（新設）

（面接指導対象医師に講ずべき措置）

第六十九条　法第百八条第五項の措置は、当該病院又は診療所の管理者がその必要があると認めるときは、遅滞なく行わなければならない。

（新設）

（労働時間の状況が特に長時間である面接指導対象医師に講ずべき措置）

第七十条　法第百八条第六項の厚生労働省令で定める要件は、時間外・休日労働時間が一箇月について百五十五時間を超えた者であることとする。

2　法第百八条第六項の措置は、面接指導対象医師が前項の要件に該当した場合は、遅滞なく行わなければならない。

（新設）

（面接指導結果の記録の作成及び保存）

第七十一条　病院又は診療所の管理者は、面接指導の結果に基づき、当該面接指導の結果の記録を作成して、これを五年間保存しなければならない。

2　前項の記録は、第六十四条各号に掲げる事項、第六十六条各号に掲げる事項、法第百八条第四項の規定により聴取した面接指導実施医師の意見並びに同条第五項及び第六項の規定による措置の内容を記載したものでなければならない。

3　病院又は診療所の管理者は、第一項の記録の作成を電磁的記録を使用して行う場合は、当該管理者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもつて調製する方法により作成を行わなければならない。

（新設）